

健康で豊かな生活を送るために

高齢者福祉施策をご案内します

安心して生活していただくために

★地域支援体制の整備★

- 在宅介護支援センター
専門の職員が、在宅の要介護高齢者およびその家族の方に対し、健康・いきがいに関する活動支援、ねたきり予防の情報提供等を24時間体制で行い、在宅介護等の申請のお手伝いをしていきます。各地区のセンターの連絡先などについては、高齢者いきがいきが課へお問い合わせください。
- 地域ケア会議
在宅介護支援センターでは、要介護高齢者の方が、要介護状態にならないことを目指して地域ケア会議を開催しています。
- 各種相談
高齢者いきがいきが課では、高齢者福祉などの生活全般に関する相談、生きがいをもちついでいきいきと暮らすための支援を行います。
- お通夜倶楽部
地域で生活するおおむね65歳以上の在宅高齢者の方を対象に、交流会などの支援を行います。

★ひと暮らし★

- 単身高齢者保養事業
65歳以上でひとり暮らしの高齢者を、バス旅行にご案内します。
- 高齢者みまもり相談員
市で委嘱した相談員が、訪問を希望するひとり暮らし高齢者や、日中、単身高齢者などのお宅を定期的に訪

★手当などの支給・助成事業★

- ねたきり老人手当の支給
65歳以上で、ねたきりの状態が痴呆症のため常時介護を要する状態を介護4以上の相当が、6か月以上継続している場合、月額8,000円の手当を支給しています。
- 介護保険施設に入所および重度心身障害者福祉手当を受給している方は、手当を受けられます。
- ねたきり老人介護者援助事業
ねたきりまたは痴呆症の方(要介護4以上に相当)を6か月以上在宅で介護している家族の方に、手当年1回2万円を支給します。
- 高齢者住み替え住宅実助成事業
民間の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯で、取り壊しを理由に立ち退きを求められている方などで、市内のほかの民間賃貸住宅に住み替えを必要とする世帯に対して、家賃の一部を助成します。
- 外国人高齢者など福祉手当の支給
本市に1年以上居住している年金を受けていない外国人の方で、大正15年4月1日以前に生まれた方、または昭和57年1月1日において満20歳以上で、1・2級の障害者手帳の

★家庭で受けるサービス★

- 布団乾燥・消毒車の派遣
65歳以上のねたきり高齢者などで寝具類を乾燥消毒することが困難な家庭に、乾燥車を月1回派遣します。
- 養護老人ホームの入室
65歳以上の方で、身体上、精神上、環境上および経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方に対して養護を受けられます。本人および扶養義務者の所得状況に応じて費用の負担があります。
- 徘徊高齢者家族支援事業
65歳以上の徘徊高齢者などを在宅で介護する家族の方に、高齢者の早期保護と安全確保を行うため、位置情報検索装置を貸与します。費用は月額1,000円です。
- 高齢者のお世話をしている方が、病気などの理由で一時的にお世話をすることができなくなった場合に、7日間を限度に養護老人ホームを利用できる方は、市内在住の65歳以上の方で、利用料は、日額1,150円です。

★いきがいきが支援事業★

- 高齢者大学(通年)・高齢者大学公開講座(11月)
- 高齢者リター・養成講座(9月～3月)
- 高齢者ケイトホール大会(5・9月)
- 高齢者囲碁・将棋大会(6月)
- 高齢者演奏会(7月)
- 高齢者スポーツ大会(10月)
- 高齢者創作品展示会(11月)
- 高齢者ニュースポーツ講習会(11月)
- 高齢者福祉バスの運行(通年)
- 長生クラブ活動への支援

★介護保険★

- 要介護認定の申請手続きや保険給付等の介護に関する相談を行います。
- 介護保険課(☎2998194)

★老人福祉センター・老人憩いの家の施設利用★

- 60歳以上の方の各種の相談に応じ、心身ともに健康で明るく日常生活を営んでいただくための施設で、市内に12施設あります。
- ふれあい配食サービス
- 福祉サービス利用援助事業
- あんしんサポートネット所沢
- 介護者リフレッシュ事業
- 社会福祉協議会が窓口の事業
- 車いすなどの貸し出しサービス
- 家事援助サービス

健康・医療

- 老人保健法による基本健康診査・各種相談・健康教室・機能訓練と各種がん検診、精神センター(☎29911811・FAX29951178)
- 老人保健法による基本健康診査・各種相談・健康教室・機能訓練と各種がん検診、精神センター(☎29911811・FAX29951178)
- 老人保健法による基本健康診査・各種相談・健康教室・機能訓練と各種がん検診、精神センター(☎29911811・FAX29951178)

子どもたちが健やかに育ち 暮らしていくために 次世代育成支援行動計画の策定に向けて

市では、子どもたちが健やかに成長できる家庭・地域づくりや環境整備に向けて「所沢市次世代育成支援行動計画」の策定を進めています。この計画は、これまで行ってきたさまざまな子育て支援事業などを踏まえ、さらに総合的な視点に立った取り組みを行うために策定するものです。

このたび、施策体系の骨子案がまとまりましたのでお知らせします。

次世代育成支援行動計画は、急速に進行する少子化の流れを変えることを目的に平成15年7月に施行された次世代育成支援対策推進法を受け、各都道府県・市区町村・事業者が今年度中に策定するものです。

本市においては、計画策定にあたって、関係団体からの推薦や市民公募による20人の委員で構成された所沢市次世代育成支援行動計画策定委員会を今年5月に設置しました。この策定委員会では、計画全体の方向性などを検討しています。

今回お知らせする骨子案は、策定委員会において示されたもので、基本理念に基づいた3点の基本目標と

平成16年上半期所沢市の火災統計

平成16年上半期(1月～6月)の火災発生件数は127件で、前年同期と比較すると55件増加し、過去最悪のペースで火災が発生しています。出火原因の1位は放火(疑いを含む)の59件(前年同期30件)で、全火災に占める割合は46%に及びます。消防本部では「放火火災防止対策の推進」を重要課題として掲げ、地域との連携を一層深め、放火火災の防止と被害の軽減を図るため各種対策に取り組んでいます。また、ほかの出火原因は、たばこ14件(11%)、こらろ(天ぷら鍋を含む)10件(8%)、危険物品に引火9件(7%)、火遊び6件(5%)などの順となります。

①こみは決められた収集日に出す。
②町内会、自治会、事業所など、協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくる。

問い合わせ 消防本部
予防課(☎292241313・FAX292415186)

平成16年火災件数等	増減	
区分	上半期(前年同期)	
合計	127(72)件	+55
建物火災	52(39)件	+13
全焼	19(9)棟	+10
焼損	5(3)棟	+2
半焼	20(14)棟	+6
部分焼	38(27)棟	+11
車両火災	14(8)件	+6
その他火災	61(25)件	+36

平成16年死者・損害状況等	増減	
区分	上半期(前年同期)	
死者	1(0)人	+1
負傷者	13(10)人	+3
焼損面積	1,299(664)㎡	+634
り災世帯	53(29)世帯	+24
り災人員	147(68)人	+79

放火対策は万全ですか？

- 建物に対する放火対策
①建物の周囲に燃えやすい物を放置しない。
②建物の周囲・物置・車庫等、人が侵入しやすい場所は、施錠の管理をしっかりとする。
③照明器具を設置し、暗がりをつくらない。
- 車両に対する放火対策
①車両の荷台に燃えやすいものを積んだままに使用する。ボディカバーは防災製品を使用する。
②車両の施錠はしっかりとする。
- 地域における放火対策
①こみは決められた収集日に出す。
②町内会、自治会、事業所など、協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくる。



所沢市次世代育成支援行動計画の基本理念(案)

わが国における急速な少子化は、先進国の中でも群を抜いており、子どもの健全な成長や社会保障、経済活動など、国民生活のさまざまな面に影響を及ぼす大きな課題となっています。

所沢市は首都圏30km圏内に位置し、交通の利便性も高く、狭小丘陵に代表される豊かな自然環境と都市機能が調和した、生活の拠点として魅力的な都市です。わたしたちは、このまちがさらに住んでいてよかった、いつまでも住み続けたいと誇れるまちになることを目指しています。

所沢市次世代育成支援行動計画は、子どもたち自らが、このまちとともにあることを自覚して、家庭や地域の中で安心して生活し、社会へ踏み出していけるよう応援するためのアクションプランです。

市の宝である子どもたちが健やかに成長し、安心して社会へと羽ばたいていくには、自らの原点でありいつまでも住み続けたいと思えるホームタウンを持つことが大切です。このまちが子どもたちの心の中でホームタウンとしてあり続けるためには、家庭も地域も子どもとともに生き、ともに育ち、子育てに対する喜びが実感できるような家庭づくり・地域づくりを進める必要があります。

市・市民、団体、事業者みんなの力を出し合い、家庭や地域で支え合って、子どもたちが社会の中でたくましく生きていくための力を育み、伸ばしていける文化と仕組みを持ったホームタウンを築いていきましょう。

みんなの宝“子どもたち”を健やかに育むまち “ところざわ”

『次世代育成支援行動計画』策定に向けて意見を募集します

「基本理念」「施策体系」に対する市民の皆さんのご意見をお寄せください。

応募用紙配布場所 市役所1階・こども家庭課、各公民館・出張所、各児童館、各市立保育園・幼稚園

◎応募用紙は、市ホームページダウンロード(表紙参照)からも入手できます。

応募先 応募用紙に①住所②氏名③「基本理念」「施策体系」に関する意見を記入のうえ、9月17日(金)までに子育て支援室(こども家庭課内/〒359-8501・並木1-1-1/FAX299819035)(応募郵送・FAX可)

所沢市次世代育成支援行動計画 施策の体系(案)

- 基本目標
子どもがたくましく生きていくための力を伸ばします
子どもたちが、家庭や地域から社会へと踏み出し成長していくためには、家庭を成長の基盤として、地域とのさまざまな関わりの中で社会的な生きる力を育むことが必要です。
親や地域、学校などが子どもたちの生きる力を伸ばす助けとなり、心のよりどころとなるための体制を整えます。
- 主要課題
★子どもが生きるための知識・能力を育む 生活や教育の場を通して、子どもたちが社会の中でたくましく生きていくために必要な知識や能力を身につける機会を充実していきます。
★ホームタウンとしての家庭・地域づくり 子どもたちが社会で生きていくうえで支えとなり、長く住み続けたいと思える家庭づくり・地域づくりを進めます。
★すべての子育てで家庭の負担軽減 関係機関の連携強化や多様化する保育ニーズに対応した支援サービスの充実を図ることで、子育てに対する親の不安や負担を軽減していきます。
★仕事と子育ての両立の推進 父母それぞれが子育てに参加しやすい職場環境・制度などの整備を働きかけ、親子がともに過ごす時間の確保を図り、親たちが仕事をしていくうえで助けとなるサービスを充実していきます。
- ★子どもたちを守る 子どもたちの権利を守り、暴力や犯罪に脅かされることなく暮らすことができる環境を整備していきます。
★子育てに快適な環境づくり 子どもたちが安心して健やかに成長ができるように、良好な居住環境や生活環境を充実していきます。

子どもが安心して健やかに暮らせる環境をつくります

子どもたちがよく遊び、心身ともに健やかに暮らしていくためには、安心で安全な生活を送ることが必要です。子どもたちが暴力や犯罪、事故や病気などに脅かされることのない、より快適な生活環境を確保していきます。